

| 第1回 横浜市障害者施策検討部会会議録 | |
|---------------------|---|
| 日 時 | 平成28年10月7日（金）10時00分～12時00分 |
| 開催場所 | 横浜市庁舎 関係機関執務室 |
| 出席者 （五十音順） | 赤川真委員 大友勝委員 大羽更明委員 坂田信子委員 須山優江委員 多田葉子委員 中根幹夫委員 奈良崎真弓委員 平井晃委員 森和雄委員 森恵委員 |
| 欠席者 | 渡部匡隆委員 鈴木敏彦委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 議 題 | <p>1 議題 第3期横浜市障害者プランの見直しについて</p> <p>2 報告事項 第3期横浜市障害者プランの取組状況について 横浜市障害者自立支援協議会の実施状況について</p> <p>3 その他</p> |
| 議 事 | <p>1 議題 第3期横浜市障害者プランの見直しについて 事務局より資料1について説明した。</p> <p>森委員）場違いなことを言うかもしれないが、今の社会情勢、ニーズの変化に伴う新たな課題に対しても柔軟に対応するとあった。この議論というのは3期の障害者プランがベースにあり、障害者計画があり、そこには触れないで障害福祉計画を議論したいという構成でいいのか。</p> <p>事務局）基本的にはそうだ。障害者福祉計画については、福祉サービスの提供量を定める計画になっているので、次の3年の提供量を各年度ごとの数字として示している。障害者計画はどちらかというと施策の方向性を示すもの。ここは変わらないが、ニーズの変化によって付け加えることがあれば、追加も考えられる。</p> <p>森委員）社会情勢の話でいうと、相模原の事件をここで議論するのは難しいのか。議論の場としてここが相応しいかどうかだけ確認をしたい。あの事件はおそらく皆さんの頭から離れないだろうと思う。場として違うのかどうか、はじめに聞いておきたい。</p> <p>事務局）相模原の事件をふまえ、施策の方向として加えなければならない、あるいは計画に示した施策の方向を変えなければいけないという状況があれば、中間見直しなので、そこについて触れることは可能だと思う。</p> <p>奈良崎委員）2つ聞きたい。一つはプランについて以前、本人向けに分かりやすいものを作ってもらった。また新たに分かりやすいものを作ってもらえるのか。もう一つ。本人たちの当事者ワーキングとい</p> |

うが、私はその現場を見たことがない。郵便でもメールでも来ていない。親や支援者向けが多いと思う。その辺りがどうなっているのかを教えてほしい。

事務局) 本人向けの「分かりやすい版」について。どちらかというと現在作っている「分かりやすい版」は、2階建ての障害者計画にかかる部分。そういった意味で障害者計画に大きな変更があれば作り直す必要があると思う。障害福祉計画はサービスの提供量を示すものなので、「分かりやすい版」を作るか、別の方法で分かりやすく説明できる資料をつくるかは、今後の議論・検討の中でみなさんからご意見を伺いながら考えていきたい。もうひとつ。当事者ワーキングの問題については、奈良崎委員からご意見をいただいたので、ワーキングのグルーピングについてお伺いしながら検討していきたい。

須山委員) 横浜市自立支援協議会はどういうものなのか。

事務局) 横浜市自立支援協議会は、このあと報告事項でも詳しく説明する予定になっているが、簡単に説明すると、総合支援法にもとづき、相談支援の体制、地域の課題を話し合っ解決していくための協議会だ。

須山委員) 新しくできたのか？

事務局) 自立支援協議会自体は、自立支援法の時代に置かれている。横浜市では以前から地域で相談支援体制について話し合う場があった。そこから続いている。

2 報告事項

第3期横浜市障害者プランの取組状況について
事務局より資料2について説明した。

奈良崎委員) テーマ1からテーマ5まで全部の説明があったが、テーマごとに説明してもらった方が分かりやすかった。先ほど相談というテーマで、相模原の意見を出した方がいた。私も相談というテーマで相模原のことで横浜の当事者の方たちから、自分たちの暮らす場所の事も、相模原のことを例に入れてもらうといいねという話が出た。知的障害者の仲間同士でも、相模原の事で仕事を休んでいるとか、twitter やメールでいただいている。「相談する」といわれても中身が分からないので、具体的に載せてもらえると良い。

事務局) 相談支援の説明の中で、資料に相模原の事件を具体例として書くのはそこだけ突出して目立ちすぎる気がする。これから市民説明会をするときなどに、ベースとして言葉で添えていきたいと思う。相談当事者が困ったことを気軽に相談できるような、そういう体制を作っていこうという事なので、今言われたような事で、実際に日

頃通っているところに行かれなくなってしまった、というような具体的な事例を含めて困った時に相談できる、そういう様な仕組みを作っていきたい。

事務局) 説明が長かったという事に関しては、私も説明していて長かったと思っていた。

坂田委員) 8 ページの一番下。発達障害者の特定相談日を 18 区に設置・推進とあるが、具体的な日にちとかは決まっているのか。

事務局) 区役所の中で、月ごとに決めて、その日に発達障害者の支援センターの方から職員が行って区役所の職員と一緒に相談をすることが出来るようになっている。その日でなくても、もちろん相談は出来るが、特定日に来ていただければ支援センターの職員と相談を受けることが出来る。

坂田委員) 予約制なのか？

事務局) 基本的にはそうになっている。

坂田委員) 1 2 ページの自立生活アシスタント事業について。市内 40 か所で実施とあるが、現在アシスタント事業を利用している人数が分かれば教えてほしい。

事務局) 手元に資料がないので、正確な数字を申し上げることはできないが、おおむね 1 0 0 0 人程度でお理解いただきたい。

坂田委員) 1 6 ページについて。学齢後期障害児支援事業所が 4 か所目とあるが、場所はどこなのか？

事務局) 現在検討中で、場所は決まっていない。

坂田委員) いつぐらいに出来る予定なのか？

事務局) 障害者プランでは、平成 2 9 年度に 4 か所と設定しているが、遅れている状況だ。

中根委員) 1-2 相談支援について。基幹相談支援センターを今年度からやっていて、相談支援の中心的役割をしている。説明会の資料では計画相談がでてこない。市民のみなさま、当事者家族に説明するのに、基幹相談支援センターが中心になると示しても、どこに相談する場所があるかなど、地域の相談場所を付け加えた方が良いと思う。そこにあえて触れていないのは何故なのか。

事務局) あえて触れていない訳ではないが、取組状況はこのくらいのスペースで盛り込ませていただいている。計画相談を掲載するのは難しい。どこに相談するか分からないのがそもそも相談支援の課題となっている。ご意見をふまえて表現を考える。

中根委員) もう 1 点。横長の詳細資料、1 8 ページ。取組 2 - 2 暮らしのところの地活ホームの運営について。現状の評価は△になっている。生活支援センターの運営については○がついている。地活ホームの運営の△ということについてのの中身を教えてほしい。なにをも

って△にしているのか。

事務局) 運営自体は皆様のご尽力いただいた結果として順調に進んでいることは紛れもない。今回のプランの中では社会福祉法人型、機能強化型の地域における役割を明確にするための議論の最中であるので、引き続き取り組む必要があるという意味で△にしてある。日々の運営が不十分ではないとご理解いただきたい。

中根委員) 文句が言いたい訳ではない。市の期待に応えたいという認識と先のことも含めて確認したかった。

須山委員) 横長の資料の42ページ上部。聴覚障害児者支援事業。横浜市立小・中学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒にノート・テイクによる情報の保障を実施します、と書いてあるが、市の情報提供施設では小中学校や学校への派遣はしていない。今後、情報提供でそのような派遣をお願いすることになっていくのか。どのようになっているのかを質問したい。もうひとつ。縦長資料の9ページ。区役所窓口における手話通訳対応の充実について。これはいいことだと思う。要約筆記通訳の対応はしてもらえないのか。手話を知っている人はごく1部。高齢者が増えている状況で、難聴の方が多い。書いてあげるとかタブレット端末を使用するような要約筆記という技術があるので、それも言葉として入れていただけると、難聴者も納得できるのではないか。

事務局) 現在、特別支援学校でタブレット端末の活用も含めて検討している。今後どのように展開するかということを考えて、議題として検討し、活かしていきたいと思う。

事務局) 区役所窓口の手話通訳対応のところで、要約筆記の対応についてご意見をいただいた。手話通訳者もそうだが、基本的には今までの派遣制度を使って必要な用事を済ませていただくということになる。急に区役所に行く用事が出来た時に手話を使う人は区役所の職員とのコミュニケーションが難しい。筆談で対応することもあるが手話を使われる方は筆談でのコミュニケーションも難しいところがある。従来の派遣制度を補完するかたちでタブレット導入をやっているところだが、この辺りをまずは検証する必要があると思っている。一方で要約筆記の方は専門性があり、派遣制度もやっている。手話と同じように必要が見込まれる時は派遣対応してもらいたいと思うが、不意に行った時は、区役所の職員が筆談で対応させていただくというところでまずはご理解をいただきたい。ただ、このように書くと聴覚障害者への情報提供が手話通訳しかないように見える、というのは理解できるが、まず、実施済みの事業という表現でこういう書き方になっている。

須山委員) 質問と違う内容の答えになっている。特別支援学校でタブレ

ット端末を使うという内容の質問ではない。ノート・テイクを実際に派遣しているようにこの文章には書いてあるが、ラポールでやっていないのにどこでやっているのか。制度としてしっかりしたものになっているのかを伺いたい。

事務局) 少し補足させていただくと、小・中学校のノート・テイクはボランティアを活用して、必要な児童生徒に対して派遣をしている。私たちは直接所管をしていない。特にラポールとは関係のないものになっている。

須山委員) 将来的にきちんとした情報提供にもそういう仕事を依頼する可能性はあるのか？

事務局) 今後の事は引き続き検討していくが、タブレット端末を例としたのは、例えば聴覚障害のあるお子さんたちが一般学級で授業を受けた時にタブレットを使うことが生きてくる可能性もある。そういった意味も含めて引き続き検討をしていく。

須山委員) タブレットのことは分かったが、授業の情報保障は、ある程度長い期間きちんと音声を変えて文字に変えなくてはいけない。そういったことはきちんとした要約筆記者としての資格を取った人がやったほうがいいのではないかなと思う。ボランティアに学校教育を任せるのはどうかなと思う。

事務局) 一般学校に通う子どもたちの支援となると、ご承知の通り横浜の場合には学校数が約500校ある。その500校に対してそれぞれのご要望があった場合に、どのように対応するか、様々な手法を考えていかなければならない。ご意見として伺ったので、今後に活用させていただきたいと思う。

奈良崎委員) 働くというテーマで質問したい。資料の19ページ。私は企業とかの啓発パンフレットを見たことが無い。障害者の雇用の支援センターの人とよく話す。「自分の仕事場を見つけましょう」といって、見つけてくれる。でも、私たちはどうやって説明されているのか、その場にいないのでどうなっているか分からない。パンフレットがあれば見せてもらいたい。障害者差別解消法が会社のパンフレットに差別に対してどういう風に会社で対応しているかを聞きたい。障害者差別解消法の施行で会社や企業で差別にあたる具体例をパンフレットに載せてくれているのか？そういう具体例を載せてくれるといいと思う。私の仕事場では差別解消法が出来ても私の会社ではどこまでが差別か分かっていない。私のことも理解をしていない状況なので、私が何が出来て出来ないかを会社に伝えている。例えばパンフレットにも差別解消法の具体例、例えばここが差別、ここが配慮、というような具体例を載せてもらいたい。

事務局) パンフレットに関しては別途ご紹介をしたいと思っている。会

社や企業が差別をするときは二つある。お客さんである障害者に対する差別と会社の従業員に対する二つがある。パンフレットで紹介しているのは、お客さんに対する色々な差別の事例を紹介している。従業員である障害者に対する差別については、どちらかという横浜役所ではなく、労働局という雇用の関係を取りしきる役所が対応している。そちらで啓発パンフレットを作っていると思う。そちらがどうなっているか調べたうえで、企業はお客さんに対しても、従業員に対しても差別をしてはいけないというような資料を作っていきたいと考えている。

森委員) まずは意見だが、障害者プランの市民説明会でパワーポイントを使って説明されるようだが、その時に横型の資料も一緒につけるのか？ 1 ページ目、事業名、事業内容、平成 29 年度、32 年度。その後に 27 年の進捗状況、と並んでいます。普通に考えると、事業内容があって、27 年度の進捗状況があって、評価があって、目標があって、29 年度、32 年度と、頭はそう動くはず。それと推進とか、評価に○、△があるが、それに対する説明は口頭で行うのか。また、29 年度、32 年度の欄には「推進」という言葉があったり、何も書いていない欄があったり。これを配られると誤解がでると思う。あと質問をひとつ。2 ページ。事業名で疾病や障害に関する情報の発信という言葉が出てくる。この場合の障害とは別に疾病というのを出しているのは何故なのか？

事務局) まず、資料の作り方だが、平成 29 年度、平成 32 年度の欄については障害者プランに載っている、中間期である 29 年度と、32 年度の目標を書いた欄である。この目標に向けて、取り組んでいる状況をその右側に表現している。そういう組み立てになっている。「推進」という表現がどういう意味なのかという事については確かに解説がない。補足説明をする必要があると思う。評価の欄の○などの記号については、表紙のページの下にこういう意味で書いていますという様な解説を載せてある。「疾病」という表現について障害者総合支援法の中では、障害者手帳を持っている人だけではなく、難病の方、手帳は持っていないが心の病を持っている方も福祉計画の対象者となっている。そういった方々も含めてという意味で表現をさせていただいた。

大友委員) 4 点ほど質問したい。社会参加推進センターに設置するピア相談支援センターのピアというのはどういった当事者なのか。2 つ目。相談支援について。基幹相談支援センターのところで。地域における相談支援の中心的な役割を担う法人型地域活動ホームを相談部門にとある。パワーポイントの資料や横長の資料のどこにも精神障害者の中心的な相談支援を担う生活支援センターが入ってい

ない。これはどういうことで入れなかったのか。入れる必要が無いと感じたのか。3つ目。日中活動の場所を促進することについて。特別支援学校の卒業生の受け皿という事は分かるが、精神障害の引きこもりや社会的要因の受け皿としては日中活動の場所は重要だ。何も標記されていないのでどのように考えているのか。具体的にどのような施設の事業を促進すると考えているのか。4つ目。この資料とは関係ないが、津久井やまゆり園事件を考へて、横浜市でなにか検討していることがあったら教えてほしい。検討してないとして今後いろいろな動きが出てくるので、何を考へているのか教えてほしい。

事務局) ピア相談に関して。身体障害者の方たちは障害の種別ごとの当事者、知的障害と精神障害のピアに関しては、家族会の方をお願いをしている。相談支援での生活支援センターについては、中根委員からのご指摘通り、スライドの書き方を考へたい。今整理しているところで、基幹相談支援センターと生活支援センターと区役所が地域の相談支援の両輪で進めていく関係という整備をしているので、少なくとも説明の中ではそういった事を説明することになる。下に書いてある数字のところは実際の説明会では出てこない。

事務局) 日中活動の場所について。確かに大友委員のおっしゃる通り、精神障害者の方々の日中活動は非常に重要な事だと思っている。この中であわせて特別支援学校の卒業生等という事だが、プラン策定時に毎年700～800人の方々が卒業されてくる。毎年毎年卒業されてくるという中で、まずはそういった方々の受け入れ場所というものをどうしていくかという事が課題となっている。それをふまえてこのような標記にさせていただいた。その他、知的障害者、身体障害者をも含め、何かすぐ新しく制度を作って、新たな施設を作っていくというような部分については、プラン策定時に念頭になく、今あるもので役割分担や位置づけ等を明確にしながら、より使いやすくなる方法はないのかという検討をしている状況だ。津久井やまゆり園の市での検討内容について。神奈川県での検証の議論をしている。厚生労働省でも再発防止のチームを作り、様々な議論を重ねているという状況だ。そういった中で、例えば措置入院のあり方、退院された後のフォローのあり方など、横浜市のみならず全国に普及することについて様々な視点から検討中されている。それを念頭に置きながら、横浜市としても必要な対策をしていくことが求められていると思っている。施設の安全面についても様々な議論がされている中で、出来るだけ開かれた施設として進めてきたが、それと安全性をどのように両立させていくのかという事も考へていく必要がある。国の二次補正の方で施設の防犯についても近々説明

する予定だと聞いている。それに先立ち、入所施設について優先的に防犯対策についてアンケートをとり、予算の部分について希望があるかどうかを施設側に確認させていただいている。国や県の検討状況を踏まえて、横浜市でもきちんと対応をしていく必要があると考えている。

大友委員) 説明に対して意見がある。生活支援センターも入れていきますということだが、全体を見ると、ずっと精神障害者も入れた三障害一体という説明をされているが、結果的に精神障害が非常に埋没して遅れている感じが否めない。そういう結果として、表現されているように思う。やまゆり園について国が防犯対策で予算化をしているとか、防犯カメラを付けるなど、そういう動きも横浜市内の施設の中には出てきている。でも、そうではなく人材育成をどうするかという事が大きな問題だと思うので、防犯カメラなどに重点を置くのではなく、人材育成の方にも力を注ぐような視点で考えてほしい。

事務局) 精神障害が埋没しているとのことですが、この資料はトピック的な、27年度、28年度の取り組みを書いているものなので、連携体制は書くべきだが、基幹相談支援センターを設置したというトピックスがあって、そのことをもって精神障害者を埋没させているというのはちょっと違う様な気がする。基幹相談支援センターが精神障害のある方の相談対応を強化していこうという事はきちんと説明しなければいけない。3障害という事は、ある程度定着してきているが、大友委員が言われている様に、その中で精神障害の支援が埋没しがちというところは認識を持っていきたく思う。

大友委員) トピックといているが、横長の資料にも精神の相談支援センターのことは書いていない。

事務局) ここに書いてあるのは、既に決まっているプランの項目なので、ここにはない事を今ご指摘いただいても答えられないことはご理解をお願いしたい。

赤川委員) 18ページ。人材確保について触れられている。ここについては共通認識だと思っはいる。色々なところで職員を募集してもなかなか集まらないという事はいろいろところでいわれ始めている。特に泊りのある仕事、入所施設とか、グループホームで働きたいという人が減ってきているという実感がある。特別支援学校の生徒の数が少しずつ増えているという話にもあるように、障害を持って支援が必要な方の割合が人数としても、これから減る言う事は無いのではないかと実感がある。ただ、それを支える人をきち

んと確保することがこれから先、ますます必要となるのではないかと思う。今までと同じやり方をやっていたのでは、人手が足りなくなるのは分かっていることだと思うので、何かしら新しい取り組みを始めていくってことをやらないと間に合わないのではないか。特にグループホームでいえば、プランでは毎年40か所整備するという計画を立てている。建物が見つかって職員が見つからずに箇所数がクリアできないってことがこれから起きてくるという可能性が本当に高いと思うので、ここについては一緒に考えていきたい。何かしらの新しい取り組みを考えていただきたい。11ページ。知的障害者の住まいの検討部会について。私も以前参加をしたが、最初に横浜市の事務局の方からその時の知的障害者のおかれている状況の説明があった。入所施設の待機者の人数のデータや、家で暮らすことが出来ず短期入所とか入院等、色々なものを組み合わせて転々としている人たちが、その時点で20名程度いたという話があったかと思う。住まいの検討部会が設置された経過というのは、まず入所施設の待機者の置かれている現状を把握して、どうやったら行動障害を伴っている人たちがうまく暮らせるのかという検討をするのが設置した趣旨だった。現状、入所を希望している人たちがどのくらいいるのかとか家に帰れずに、短期入所などで転々としている人たちがどのくらいいるのかというのを、数字にするのは事務的な苦労もあるかと思うが、こういう場で教えていただきたい。入所施設の場合にはケースワーカーが申込などを窓口で対応しているというのはルールではっきりしているが、よく相談としてあるのが、グループホームに入りたいがどこに相談すればいいかわからないという声は家族からよく聞く。連絡会として把握している情報というのかなり限定されている。グループホームを希望している人が相談できる窓口をどういう風に作っていくのが必要ではないかと思う。計画の中に触れられていませんが、ニーズとしては非常に高いと実感しているので、検討をお願いしたい。

事務局) 人材確保について。事業を実施している皆さんの方から寄せられている、人材確保が困難であるという状況は我々もひしひしと感じている。これまでのやり方と違う、画期的なアイデアがあれば、是非、頂いて一緒に取り組んでいきたい。賃金の面での改善という事につきまして、横浜市では独自の加算を実施しておりますが、そもそも基礎となる報酬がきちんと出されるよう引き続き国へ要望していきたい。障害福祉計画を作るのにデータというのは非常に重要なものになるので、どういうフレームでどういったデータを作っていけばいいのかというのは、福祉計画改善の中での大きなテーマであるので、どうはじき出していけばいいのかという事について、お

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>知恵を借りながら作っていければと良いと思っている。</p> <p>事務局) グループホームの空き状況の把握について。グループホーム連絡会からも報告があり課題だという事は従来から承知はしている。市内7か所あるグループホームの情報をどのように一元的にとらえて提供していくかという事については、かなり色々な観点から検討が必要だと思っている。事業者の方々にもご協力をいただかなければいけないところもあるので、引き続きご協力いただきながら検討を進めさせていただきたいと考えている。</p> <p>司会) 市民説明会に向けて、表現等変えられるところは変えて対応させていただきたい。</p> <p>2 報告事項</p> <p>横浜市障害者自立支援協議会の実施状況について事務局より資料3について説明した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
| <p>資 料 ・ 特記事項</p> | <p>資料1 第3期横浜市障害者プランの見直しについて</p> <p>資料2 第3期横浜市障害者プランの取組状況について</p> <p>資料3 横浜市障害者自立支援協議会の実施状況について</p> |